

宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊約款およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

- 当ホテルは、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは次の掲げる場合においては、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると明らかに認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

- 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められた時、宿泊者が他の宿泊に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」といい。）をお引受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- 宿泊者の住所、氏名、年齢、性別、国籍、到着予定時刻、および職業。
- その他、当ホテルが必要と認めた事項。

(宿泊期間)

第4条 当ホテルの1回の宿泊期間は、3泊4日以内とします。ただし、他の利用を妨げない範囲において延期することができます。

(宿泊の申込み)

第5条 当ホテルは組合員（国家公務員共済組合連合会加入共済組合員及びその被扶養者。以下同様。）及び特別利用者等（国家公務員共済組合連合会より年金受給者及びその同伴家族。以下同様。）については、宿泊の申込みを、利用される日の属する月の12ヶ月前の月の1日から、その他の利用者については、6ヶ月前の月の1日からお受けいたします。

(予約金)

第6条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に該当し、残額があれば返還します。

(予約の取消し)

第7条 当ホテルは、宿泊予約者が予約した宿泊の全部又は一部を取消したときは、18条の違約金申受け規程にのっとり違約金を申し受けます。ただし、宿泊される日の7日前までに取消された場合、又は交通機関の途絶等やむを得ない理由により利用できなかった場合は、この限りではありません。

- 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午前0時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着されないときは、その宿泊予約は申込者により取消されたものとみなし処理させていただきます。
- 前項の規定により取消されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明されたときは、第1項の違約金は頂きません。

(予約の解除)

第8条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- 第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- 第6条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
- 寝室(お部屋)での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

(宿泊の登録)

第9条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を当ホテルに登録して下さい。

- 第3条第1号の事項
- 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- 出発日および出発予定時刻
- その他、当ホテルが必要と認めた事項

(チェックインタイム)

第10条 宿泊者が、当ホテルの客室にお入りいただける時刻（チェックイン）は、午後3時とします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックインタイムの前に客室の使用に必ずずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

追加料金

- 午後12時より…1泊基本客室料金の30%
注) 前日の予約状況により、お受け出来ない場合があります。

(チェックアウトタイム)

第11条 宿泊者が、当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウト）は、午前11時とします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に必ずずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

追加料金

- 午後3時まで…1泊基本客室料金の30%
- 午後6時まで…1泊基本客室料金の50%
- 午後6時すぎ…1泊基本客室料金の全額
注) 予約状況により、延長をお受けできない場合があります。

(料金の支払い)

第12条 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた契約クーポン券等により、宿泊者がチェックインの時に当ホテルのフロントにおいてお支払頂きます。（但し、個人小切手は取扱っておりません。）

2 宿泊者が客室の使用を開始したのちに任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第13条 宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従って頂きます。

(宿泊継続の拒絶)

第14条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りする事があります。

- 第2条第3号から第8号までに該当することになったとき。
- 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第15条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時または客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供が出来なくなったときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあつせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂きません。

3 当ホテルでは係員が受け取ったメモ、ファックスがある場合、お申出によりお渡し致しますが、その際身分証明等の提示を求めることがあります。又お渡しできなかった、間に合わなかった等のトラブルについては、その結果の如何に関わらず当ホテルでは一切の責任を負えません

(駐車場の責任)

第16条 当ホテルは、以下の事項について、一切責任を負いません。

- 当駐車場における事故、利用者同士のトラブル
- 車両の盗難、損壊、損傷
- 車両の積載物、車内遺留品の紛失・損害
- 他の車両による出庫を妨げられたことによる損害
- 地震、落雷、火災、水害等の不可抗力による損害
- 当駐車場の利用方法またはこの利用規約に違反したことに起因する損害
- 幼児、児童の当駐車場での遊技等による事故

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(違約金申し受け規程)

第18条 2023年4月1日より適用

契約申込人数	30～8日	7～2日	前日	当日	不泊
1～14名	無料	20%	20%	80%	100%
15～99名	10%	30%	80%	100%	100%
100名以上	20%	80%	100%	100%	100%